

2026 年 8 月

お客さま各位

新潟県労働金庫

**【重要】口座の売買・譲渡・譲受・貸借（レンタル）は犯罪行為です
絶対に行わないでください**

口座の不正譲渡等は、3 年以下の懲役・5 0 0 万円の罰金またはその両方が科される場合があります（※）。

インターネットバンキングのログイン I D・パスワードの情報を譲り渡す行為も同様に処罰の対象となります。

不正譲渡等された口座は振り込め詐欺、ネットショッピング詐欺など、さまざまな犯罪に悪用される危険があります。

口座の不正譲渡等の疑いがある場合、当金庫は、正当なお取引であることを書類等により確認できるまで、取引を停止します。

また、口座の不正譲渡等が判明した場合、当金庫は、口座を凍結または解約します。
さらに、将来にわたって、すべての金融機関で口座開設ができなくなる可能性があります。

（※）犯罪による収益の移転防止に関する法律

以 上